

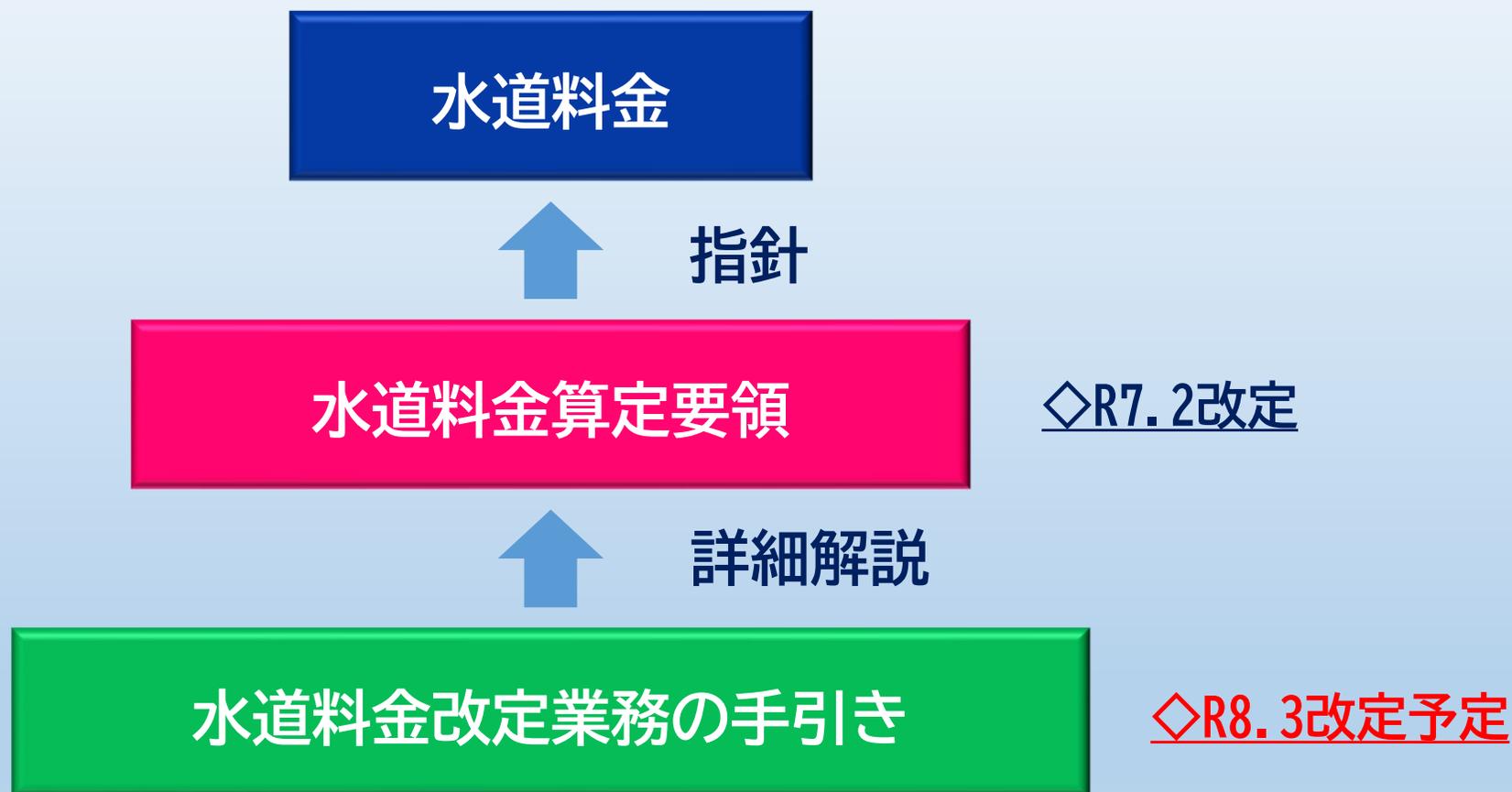
令和7年度上下水道事業経営セミナー

—「水道料金改定業務の手引き」 の改訂について—



JWWA（公社）日本水道協会
調査部調査課

1.「水道料金改定業務の手引き」の位置づけ



2. 「水道料金改定業務の手引き」改訂のポイント

(1) 「見やすく」「分かりやすく」

- ・ **構成の整理** (ex. 算定要領の解説⇒料金改定の検討例)
- ・ 視覚的な理解を促進するため、**図表を多用**
- ・ 重複する内容を整理・削除

具体例①

具体例②・③

(2) 資産維持費に関する記述の充実 **具体例②**

(3) 審議会等に関する記述・実例の充実 **NEW**

(4) 料金改定に係る広報事例の充実 **具体例④**

具体例① 料金算定のプロセス

図表 1-13 料金算定のプロセス



料金算定プロセスに
沿った構成・解説

具体例② 資産維持費

図表を多用

(3) 資産維持費

I 算定要領

□ 資産維持費

資産維持費は、水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。

「2. (4) □ 資産維持費」について

資産維持費は、給水サービス水準の維持向上及び施設実体維持のための原資として、事業内に内部留保し、再投資されるべき額であり、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、総括原価に含める額は次により計算された範囲内とし、その内容は施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額とする。

資産維持費＝対象資産×資産維持率

- (1) 対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。
- (2) 資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%を標準とし、各水道事業者の中長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等に照らし適正な水準となるよう決定するものとする。

<解説>

① 資産維持費の定義

水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要がある(法第14条第2項第1号)、地方公共団体が水道事業を経営する場合、水道料金の設定の基礎には、資産維持費を含める必要があるとされている(規則第12条)。

資産維持費は、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業に再投資されるべき額であり、平成30年水道法改正において、「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」として定義された(規則第12条)。

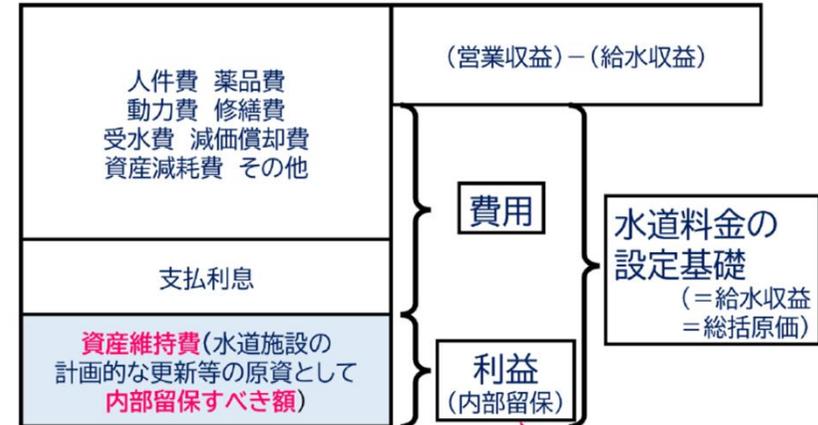
なお、資産維持費は、水道料金として徴収した年度においては、損益計算書上「当年度純利益」に含まれ、貸借対照表上「利益剰余金」として内部留保されることになる。

(資産維持費の算入の経緯については、参考資料「資料7」228ページ参照)

算定要領 (規範+注解)

詳細な解説は参考資料で

図表 2-10 総括原価の中の資産維持費



P/Lの「当年度純利益」に計上

解説

② 資産維持費の必要性

資産維持費は、実体資本を維持し、適切な給水サービスを継続していくために総括原価への算入が求められているものである。

全く同一の資産であっても、物価上昇や施工環境の悪化により、更新時の建設改良費は前回整備時の金額を上回ることが一般的である。一方で、既存の投資額までは減価償却手続きを通じて内部留保が可能となるが、上回る部分については何らかの形で資金を確保する必要がある。

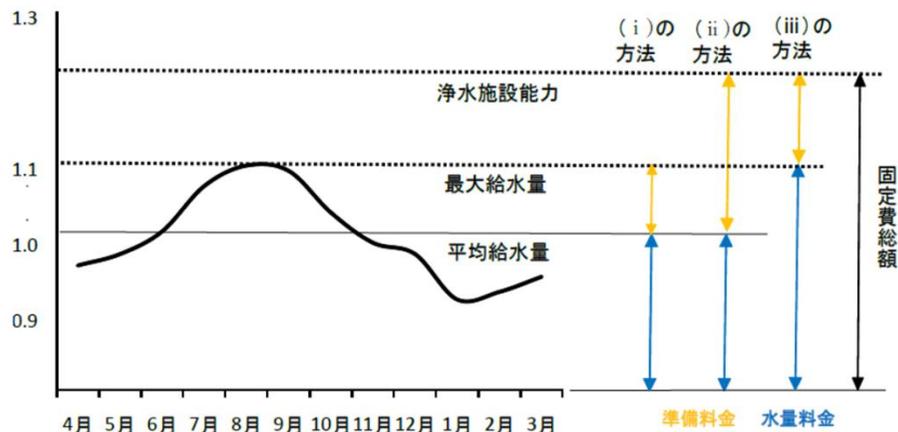
この点、出資や補助、繰入といった方策も活用するものの、一般にこれらの収入のみで不足額を賄う事は困難である。また、企業債も資金需要に応じて適切に活用すべきではあるが、世代間の公平のための調整を超える過剰な起債は、健全経営の観点からも避けなければならない。このため、利益の獲得を通じた財源の確保が重要となる。

資産維持費が適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財政運営に支障を来すこととなる。

具体例③ 固定費の配分基準

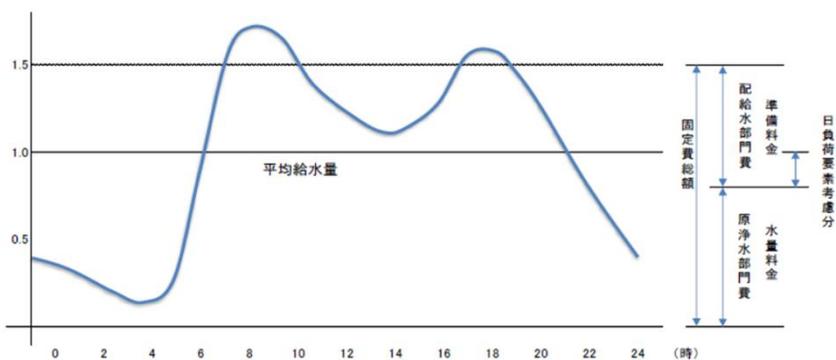
アンケート結果

図表 2-19 (i)(ii)(iii)の配分基準の考え方



出典)小松秀雄、水道財政と料金 理論と実務改訂版、平成4年 を一部加筆

図表 2-20 (iv)の配分基準の考え方



出典)小松秀雄、水道財政と料金 理論と実務改訂版、平成4年 を一部加筆

図表 2-21 総括原価の配分割合イメージ及び配分基準の採用状況

項目	配分基準 (水量料金への配分割合)	全国平均(R5) ※1	配分結果※2		採用状況※3	
			準備料金	水量料金	H27 (n=67)	R7 (n=77)
(i)	負荷率 (平均給水量÷最大給水量)	89.71%	19%	81%	80.6%	26.0%
(ii)	施設利用率 (平均給水量÷浄水施設能力)	59.81%	44%	56%	11.9%	57.1%
(iii)	最大稼働率 (最大給水量÷浄水施設能力)	66.67%	38%	62%	4.5%	11.7%
(iv)	その他 (配給水部門費以外)	—	—	—	3.0%	5.2%

※1 総務省「令和5年度水道事業経営指標 累計別各指標」より

※2 需要家費 10%、固定費 85%、変動費5%とし算出

※3 「水道料金制度に関する調査(アンケート)結果」問3-21より

図表を多用

具体例④ 広報事例

事業体名	改定の概要	議会対応	住民説明	広報手法
A市	<p>①実施時期： 令和6年1月1日</p> <p>②改定率： 平均4.73%</p> <p>③改定理由： 水需要減少、老朽化、物価上昇等</p>	<p>・料金改正条例の議会上程前に、議会各会派に対して事前説明を実施。</p> <p>・近隣市の水道料金の単価、料金比較表を掲載し、増額改定を行っても府内自治体の中では高くないことも併せて伝えた。</p>	<p>・京都大学 伊藤教授らの研究報告「料金値上げに対する容認度を高めるためのコミュニケーション手法」を参考</p> <p>・「値上げ容認度を高める影響因子」のうち、「現在の使用料レベルに対する評価」「情報評価」「現状・経営に関する認識」の3項目を重点的に提供する情報に設定し、各種広報を行うこととした。</p>	<p>①上下水道部広報紙の料金改定臨時号の全戸配布</p> <p>②市民向け説明会の開催</p> <p>③説明会のYoutube動画の公開</p> <p>④改定のポイントとQ&Aをホームページに掲載</p> <p>⑤料金改正条例の議会上程前に議会各会派に対して事前説明を実施</p>
B市	<p>①実施時期： 令和7年4月</p> <p>②改定率： 平均23.68%</p> <p>③改定理由： 料金収入減少、施設の更新、耐震化、物価上昇等</p>	<p>・改定理由やこれまでの経緯、改定内容は適切かどうかを中心に説明(きちんと手順・すべきことをして改定するという結論に至っているか)</p>	<p>・住民の負担がどれくらい増えるかを中心に説明</p>	<p>①「まちづくり会議」での説明</p> <p>②市及び企業局広報紙</p> <p>③市長によるYoutube配信</p> <p>④チラシ全戸配布</p> <p>⑤HPへの掲載</p> <p>(ポイント、改善すべき点)</p> <p>・広報紙やチラシはできるだけ簡潔に</p> <p>・詳細について興味がある方だけQRコードからHPに遷移し確認できるように</p> <p>・全体の収益の増加割合を示す「平均改定率」が「改定率」との混乱を招いてしまうことを考慮できていなかった。</p>

ご清聴ありがとうございました

日本水道協会 調査部調査課

TEL : 03-3264-2359

FAX : 03-3264-2205

E-Mail : cho-sa@jwwa.or.jp



水道ぼうや

水道ちゃん